

亀山市告示第 1 8 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 8 年 8 月 5 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 1 0 8
- 3 路線名 徳原 1 2 号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
川崎町字野畑 4 7 4 6 番 3 地内	旧	1 . 7 8	最小	4 . 3 0
			最大	6 . 3 3
	新	1 . 7 8	最小	4 . 3 0
			最大	8 . 7 1